

知事コメント

(国土交通大臣の裁決取消勧告を求める国地方係争処理委員会への審査申出に対する判断について)

令和4年5月9日に沖縄県が国地方係争処理委員会に行った、裁決の取消勧告を求める審査申出に対し、本日、同委員会は、本件裁決は、国の関与にはあたらないので、当委員会の審査の対象にならないとして県の審査申出を却下しました。

沖縄県は、令和2年3月の最高裁判所の判決を踏まえ、沖縄防衛局は行政不服審査法に規定する「固有の資格」において不承認処分を受けたものであることから、これに対して審査請求を行うことは認められず、このような不適法な審査請求に対して行われた裁決は無効であるということ、

また、国土交通大臣は、裁決と同時に承認せよとの勧告を行ってきたこと等から、今般の裁決は、公正・中立な審査庁による判断という行政不服審査制度の前提が欠落しており、審査庁としての地位を著しく濫用したものであるということと同委員会に示し、公正・中立に判断されるよう求めてまいりました。

しかしながら、同委員会が沖縄県の主張を認めず、このような結果となったことは、非常に残念であります。

現時点で、詳細な情報は沖縄県に届いておりませんが、同委員会からの通知が届き次第内容を精査するとともに、今後の対応を検討してまいりたいと考えております。

また、本日の国地方係争処理委員会においては、併せて、是正指示の取消勧告を求める審査申出に関し、7月21日に意見陳述が行われる旨、決定されました。

沖縄県としては、県が行った不承認処分は、公有水面の埋立てに関して権限と責任を持つ知事として、法律による行政原理の下、公有水面埋立法に基づき厳正に判断したものであり、処分理由は正当であることを、引き続き、主張してまいります。

また、復帰から50年経過した今も、日本の国土の0.6%にすぎない沖縄県に70.3%の米軍専用施設が集中し、世界一危険と言われる普天間飛行場の危険性の除去や過重な基地負担の軽減は喫緊の課題であることなどもしっかりと主張してまいりたいと考えております。

県民、そして国民の皆様におかれましては、なお一層の御支援、ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和4年7月12日

沖縄県知事 玉城 デニー